

協議項目6 「議会の議員の定数及び任期の
取扱いに関すること」

協議項目6 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」につ
いて、次のとおり定める。

平成20年7月3日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

議会の議員の定数及び任期の取扱い

前橋市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例等に関する法律第8
条第2項及び第3項の規定を適用し、前橋市の議会の議員の残任期間に限
り、合併前の前橋市の議会の議員の定数に、合併前の富士見村の区域を区
域として設けられる選挙区の定数を加えた数とし、当該選挙区の定数は、
3人とする。